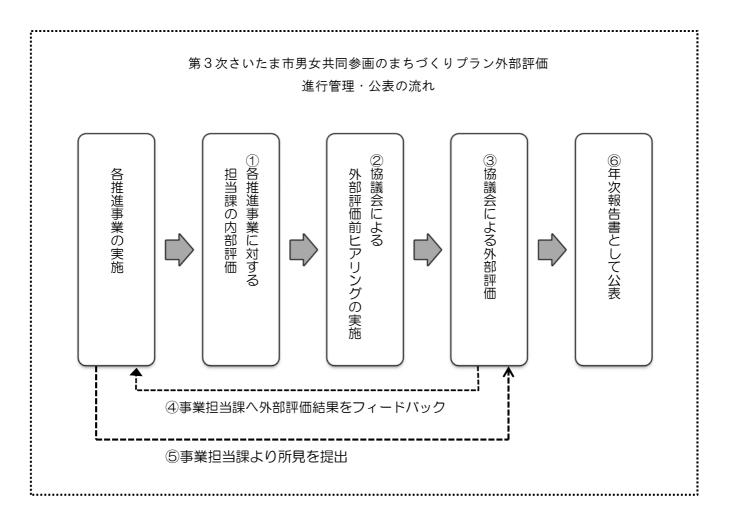
# 外部評価の実施方法

## (1)目的

男女共同参画の推進は、市政のあらゆる領域にわたり、全庁的な取組を必要とすることから、 第3次プランにおいても、各課における内部評価に加え、評価に客観性、公平性、多面性を持たせ ることを目的として、重点事項等を対象に外部評価を行う。

### (2) 進行管理・公表の流れ

- ①各推進事業について、担当課が進捗状況に対する評価(内部評価)を行う。
- ②協議会は、各事業への認識を深め、外部評価の精度を高めるため、事業担当課に対しヒアリングを実施する。
- ③協議会は、事業担当課の内部評価やヒアリング結果に基づき、外部評価を行う。
- ④外部評価結果を集計し、次年度以降の各推進事業の実施に反映させるよう、担当課へのフィードバックを行う。
- ⑤結果を受けた担当課は、これを踏まえた所見を協議会へ提出する。
- ⑥外部評価結果を年次報告書へ掲載し、公表する。



#### (3) 外部評価の年度計画

第3次プランは、231の推進事業で構成されているが、外部評価は、その中から重点事項5項目に位置づけられた事業及び数値目標が設定された64項目を対象に5年間で計画的に実施する。

実施年度	対象項目		
	重点事項1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 【計15 事業】		
	目標№-1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進		
平成 27 年度	重点事項2 女性の経済的自立の促進と「M字カープ問題」の解消に向けた取組の推進		
	目標N-4 女性の経済的自立と「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進		
	基本施策:①~③ 【計19事業】		
	重点事項2 女性の経済的自立の促進と「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進		
	目標N-4 女性の経済的自立と「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進		
平成 28 年度	基本施策:④~⑦ 【計22事業】		
	重点事項3 男性にとっての男女共同参画の推進 【計13 事業】		
	目標Ⅱ-2 男性にとっての男女共同参画の推進		
平成 29 年度	重点事項4 地域における男女共同参画の推進 【計 20事業】		
平成 29 平及	目標Ⅴ-3 地域における男女共同参画の推進		
	重点事項5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 【計29事業】		
平成 30 年度	目標VI-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶		
	目標VI-2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援(DV 防止基本計画の推進)		
平成 31 年度	数値目標設定事業(62事業のうち重点事項1~5の評価対象事業を除いたもの)		

## (4)外部評価の方法

#### ①1次集計:各評価項目に対する全委員の評価の平均点

協議会委員が行った項目に対する評価から、全委員の評価の<u>評価項目ごとの平均点</u>を算出する。 (3評価項目・4点満点)

評価項目		評価点	
1 進捗度		4:計画どおりに進められている	(90%以上)
	准块在	3:概ね計画どおりに進められている	(70%程度)
	<b>连沙</b> 及	2:あまり計画どおりに進められていない	(50%程度)
		1:計画どおりに進められていない/未着手	(30%未満)
2 今後の進め方 ※括弧内は目標達成身 待値		4:目標の達成に向け、このまま進めるべきである	(90%以上)
	今後の進め方	3:目標の達成には、多少の見直しが必要である	(70%程度)
	※括弧内は目標達成期	2:目標の達成には、相当な見直しが必要である	(50%程度)
	待值	1:目標の達成には、抜本的な見直しが必要である	(30%未満)
3	課題の認識	4:よく認識している (90%以上)	
		3:認識している (70%程度)	
		2:認識不足である (50%程度)	
		1:認識していない (30%未満)	

(<u>※</u>)目標達成期待値 … 現状により今後も事業を進めていった場合に、目標の達成が可能であると期待できる率

## ② 2次集計:各推進事業の評価点

各評価項目の評価点(1次集計結果)を推進事業ごとに平均し、各推進事業の評価点を算出する。

## ③ 3次集計:各重点目標の評価点

各推進事業の評価点(2次集計結果)を I~区の目標ごとに平均し、各目標の評価点を算出する。